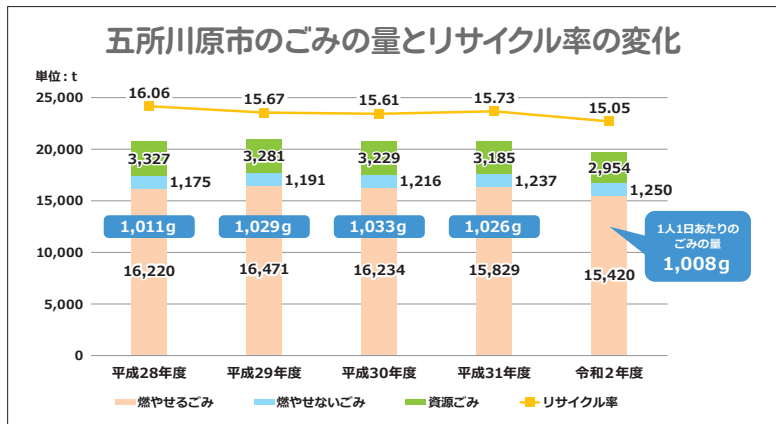


令和4年度 住民懇談会

テーマ「ごみの減量とリサイクル」

令和4年10月26日～28日、五所川原・金木・市浦の3地域で住民懇談会を開催しました。懇談会では、テーマを設けて懇談を行ったほか、住民の皆さんから地域の課題等について、さまざまな意見・質問が寄せられました。



人口減少が進行する中、上図のように1人1日あたりのごみの量はなかなか減っていません。ごみを適切に分別することはもちろん、「ごみの量を減らす」という一人ひとりの意識が重要となります。『3R行動』や『3つの「きる」運動』など日頃から意識して、できることから始めましょう！



3R行動

- ▷ Reduce (リデュース)…ごみの発生を減らすこと
- ▷ Reuse (リユース)…繰り返し使うこと
- ▷ Recycle (リサイクル)…資源として再利用すること

3つの「きる」運動

- ▷ 食材は使いきる！
- ▷ 料理は食べきる！
- ▷ 生ごみは水気をきる！

事前に提出された意見等について

Q) 廃棄物減量等推進員について、もし事故が発生した場合はどうなるのか。また、無報酬であるため担い手がいない。対策をお願いしたい。

A) 市では、2年間の任期で343名の方へ「廃棄物減量等推進員」の委嘱を行い、無報酬ではありますが、ごみの減量化や再利用の推進、ごみの適正排出や分別の指導、地域の清掃保持等の活動をお願いしています。活動中に事故が発生した場合は、市が加入している市民総合賠償保険が適用となりますので、万が一、事故が発生した場合もご心配なくご連絡ください。

また、昨今の過疎化や地域住民の高齢化の進行に伴い、推進員の確保が難しいとのことご意見も伺っています。推進員のあり方については今後も検討していきますが、ごみ問題については、地域住民と一緒に考え、一緒に取り組んでいくことが不可欠となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

Q) 道路脇に不法投棄やポイ捨てごみが散乱している。監視カメラなどの対策はできないのか。

A) 不法投棄については、県廃棄物不法投棄監視員が投棄されやすい場所を中心に監視活動を行い、未然防止と早期発見に努めています。原因者が特定できないものも多数あります。監視カメラの設置は、一定の効果があると推察されますが、死角を狙ったり、ほかの場所への不法投棄が多くなってしまいます。まずは、町内会等へ無償提供している不法投棄防止の看板等で意識啓発と抑止につなげていただくと考えていますので、必要な場合はご相談ください。

そのほか「ごみ集積所前の除雪」「高齢者の足の確保」「広報以外の配布物」などについて、事前にご意見等が寄せられました。

五所川原地域住民懇談会

Q) ごみ集積所の修繕や新設などに助成はあるのか。

A) 市内にごみ集積所は1,000カ所以上あります。修繕や新設などの相談も寄せられていますが、数が多いと多額の費用が発生するため、対応できていないのが現状です。今年度、ごみ集積所に関するアンケート調査を実施し、その中にも設置に関する回答がありました。4割を占めたのが「ごみ出しのマナー・トラブル」に関するものです。まずはこちらの対応に取り組んでまいりますので、ご理解願います。

Q) 廃棄物減量等推進員について、以前は勉強会を開催していたと聞いた。新たに委嘱された方は取組内容を分らない場合もあるので、今後の開催予定を聞きたい。

A) 以前は前講座を実施していましたが、新型コロナの影響で実施できていませんでした。各町内会から要望があれば、2～3名であっても説明に伺いますので、ぜひご連絡ください。

金木地域住民懇談会

Q) テーマに関する環境対策の説明では、私たちにごみを減らすようにとのことだったが、そんなに簡単にできるものではない。対策はあるのか。例えば、紙おむつなどは資源化できるのではないか。

A) 紙おむつについては、汚れのひどいものはリサイクル等が困難であり、燃やさざるを得ません。例え

ば、家庭ごみで最も多い生ごみは、水分の多いものが相当見受けられますので、少し絞ってから出すだけで、処分施設の負担軽減になります。

ご提案のあったとおり資源化できるものもあると思いますので、精査しながら対応してまいります。

市浦地域住民懇談会

Q) ごみの分別表をもっと分かりやすくできないか。

A) イラストを入れるなど工夫していますが、スペースの都合であまり大きくできないのが現状です。ご意見をいただきながら、適宜改善してまいります。

業務を行いながら災害対応を行わなければなりません。その結果、職員がフルに稼働する状態となり、マンパワー不足により本庁から総合支所に応援が出せない状況になりました。今までに経験したことのない災害であったため、検証作業を進め、今後の対策を検討してまいります。

また、行政として強固な防災体制を構築してまいります。人手には限界があるため、まずは「自助」を最優先に考えていただくとともに、「共助」についても住民の皆さんで協力して取り組んでいただきたいと思います。



このほかにも多くのご意見をいただき、ありがとうございました。懇談会にかかわらず、ご意見・ご要望等がありましたら、担当部署へご相談ください。皆さんからお寄せいただいたご意見を参考に、これからもより良い街づくりを進めていきます。

住民懇談会に関する問い合わせ先…総務課 内線2117
ごみに関する問い合わせ先…環境対策課 内線2364

◎ 広報有料広告

法律相談は弁護士会へ

今すぐあなたの助けになりたい

青森県弁護士会所属の地元の弁護士事務所で弁護士の相談が迅速に受けられます。

受付時間/平日午前9時から午後5時

相談料/30分 5,000円(税別)

※但し法テラスの扶助が利用できる場合無料

相談方法

- ① 悩みがある…
- ② 0172-33-7834へ電話
- ③ 午前中(電話)→当日15時～17時相談可能
- ④ ③以外の場合→弁護士を紹介します!

当日相談もできます

お申込・お問合せは：青森県弁護士会 弘前支部まで (TEL.0172-33-7834)